

条において「証券会社等の主要株主」という。)に該当する者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において当該証券会社等の主要株主となつたものとみなす。

条において「証券会社等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該証券会社等の主要株主となつたものとみなす。

第二十九条及び第三十条 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「第二百条第十三号」を「第二百条第十四号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における犯罪の国際化及び組織化に対するための刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第十四号の規定の適用については、同号中「第二百条第十三号」とあるのは、「第二百条第十四号」とする。

附 則	改 正 案
<p>(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十九条 前条の規定による改正後の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下この条において「新組織的犯罪处罚法」という。)の規定(附則第十二条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧労働者派遣法附則第六項の罪は、新組織的犯罪处罚法別表第四十八号に掲げる罪とみなす。</p>	<p>現 行</p>

○ 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(平成十五年法律第八十二号)